

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値  
(田主丸町、北野町、城島町、三瀧町を除く地域)

- 注1** 平成29年4月1日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。  
**注2** 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。  
**注3** 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じさせる地域の制限が適用されます。  
**注4** 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域のため、建築の可否も含めて建築指導課(開発チーム)にご相談ください。

地 域		田主丸町、北野町、城島町、三瀧町を除く地域												
都市計画		久留米小郡都市計画区域												
用途地域		住第一種専用低層地域	住第二種専用低層地域	住第一種専用中層地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	80%	100%	200%				400%	500%	200%			<b>注4</b>	
	道路幅員に乗じる数値	0.4					0.6					0.6		
法53条第1項 建ぺい率の限度		50%	60%				80%		60%			<b>注4</b>		
法53条の2 敷地面積の最低限度		165㎡	-										<b>注4</b>	
法54条 外壁の後退距離の限度		1m	-										<b>注4</b>	
法55条 建築物の高さの限度		10m	12m	-									<b>注4</b>	
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.25					1.5					1.5		
	適用距離	20m						20m	25m	20m			20m	
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	-	1.25				2.5					2.5		
	勾配に加える高さ	-	20m				31m					31m		
法56条1項3号 北側斜線	勾配	1.25		-									-	
	勾配に加える高さ	5m		-									-	
法56条の2 日影規制  <b>注3</b>	制限を受ける建築物	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物		高さが10mを超える建築物				-					-	
	平均地盤面からの高さ	1.5m		4m				-					-	
	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	4時間			5時間				-					-
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間			3時間				-					-